幕別町子どもの権利に関する条例の実効性確保と啓発事業について

小田 新紀（おだ あらき）

（拓政会）

Q **学校運営や日常の教育活動に条例の視点がどう反映されているのか。また、子どもが自分の権利に関わる困りごとや不安に対しての相談体制や安心の仕組みづくりは十分か。**

A 条例に基づき子どもの権利尊重を重視した教育を推進。権利に関する掲示やパンフレット配布のほか、授業を通じて学ぶ時間を設けている。また、子どもの悩みに寄り添い、SOSを見逃さない対応として、スクールカウンセラー等の巡回に加え、「おなやみポスト」での相談受付、「SOSの出し方教育」にも取り組んでいる。

Q **庁内横断で条例を推進する体制や評価の視点をどう構築しているのか。また、全職員における現状の浸透度・理解度をどのように評価しているか。**

A 庁内横断推進のため、関係部署が連携。本年７月設置の「こども家庭センター」で推進体制強化を図る。条例の目的に照らし、こども計画の121施策の実施状況を点検・評価する。幕別町こども施策審議会へ報告し、共通認識を図りながら施策実現に取り組む。全職員の浸透度等については、不十分であるため、引き続き職員も意識を高く持ち、対応していく。

Q **啓発事業が、単に知るだけでなく、子ども自身の意見表明、そして考える・語る・参加する学びにつながる設計となっているのか。また、大人の理解にどうつながっているか。**

A 各種計画づくり、公共施設の整備などの分野で、意見や要望が反映できるよう啓発に努めてきた。また、大人にはこれまでリーフレット全戸配布や講演会等で啓発。広報紙で子どもの４つの権利を定期掲載し、徐々に条例趣旨が浸透していると認識しており、今後も大人の理解促進に取り組む。

◀「幕別町子どもの権利に関する条例」リーフレットより

▲「幕別町子どもの権利に関する条例」の詳細は、幕別町HPに掲載しています

高齢者が安心して暮らせる介護保険制度へ

野原 恵子（のはら けいこ）

（日本共産党幕別町議員団）

Q **国に求めていくことについて。**
(1)介護事業者が安定的に事業を続けられる介護報酬制度の改訂を。
(2)介護サービス利用料の２割負担の拡大を行わないこと。

A (1)介護報酬改定は社会情勢に対応し原則３年ごとに行われる。厚生労働省の統計調査では介護職員の賃金は全産業平均より低い状況で、国は緊急的に介護職員の給与引き上げを目指すとし、町は引き続き国の動向を注視していく。
(2)国は昨年12月の社会保障審議会介護保険部会で、医療保険制度との整合性や利用者への影響を踏まえ、年内決定を見送り検討を行うとした。町は引き続き、国の動向を注視していく。

Q **町独自の支援策について。**
(1)訪問介護事業所への燃料代補助を。
(2)介護従事者・ケアマネジャーの人件費の補助を。

A (1)国は施設の規模に応じて１事業所あたり20～50万円、北海道は１事業所あたり５万２千円を補助する。町内事業所からは「満足できる支援」との声があるため、町独自の支援は行わない。
(2)介護サービス事業者の人手不足によるサービス提供困難は避けなければならない。町は介護人材不足解消のため、第10期介護保険事業計画で人材確保策を検討する。その中で、町内事業者への実態調査や他自治体の事例研究を行う。

Q **町の在宅介護の過去３年間の年次ごとの利用状況について。地域包括支援センターへの相談件数、そのうち権利擁護の相談件数と訪問した件数は。**

A 地域包括支援センターへの過去３年間の相談件数は、令和４年度1,316件、５年度1,340件、６年度1,239件の合計で3,895件であり、このうち権利擁護の相談件数は、令和４年度28件、５年度26件、６年度17件と３年間の合計は71件。内訳は、成年後見など後見人に関するものが32件（45.1%）、経済的相談が28件（39.4%）、虐待の疑いに関するものが11件（15.5%）であった。権利擁護の相談を受けた後、生活実態などの確認での訪問件数は、令和４年度９件、５年度８件、６年度６件であった。